

令和3年9月10日

第6回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和3年度第6回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金） 午後1時30分～午後2時10分
2. 開催場所 JAたまな玉東総合支所 2階 会議室
3. 出席委員（9名）

会 長	1 番	山野信也		
会長職務代理者	3 番	坂口政文		
委 員	2 番	徳山道也	4 番	安田令司
	6 番	前田眞由美	8 番	清田春行
	10 番	小山省三	5 番	高田千代美
			9 番	田尻稔男
- 推進委員 (揚) 古財一治 (稲佐) 中尾正司
4. 欠席委員（2人） 7 番 清田伸一 11 番 松本正利
5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第4号 その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古閑康広
審 議 員	岩川康幸

7. 会議の概要

事務局	ただ今から、令和3年度玉東町農業委員会第6回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。
山野会長	挨拶
事務局	ありがとうございました。 玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は9名で過半数を満たしておりますので、総会が成立していますことを報告いたします。 また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。
議長（山野）	それでは、これより議事に入ります。 まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。 議事録署名委員は3番坂口委員、4番安田委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の岩川審議員を指名します。 よろしくお願いします。 つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明を求めます。
事務局	議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について。 ＝1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読＝ それでは、詳細について説明いたします。 譲受人は、現在65歳で米、野菜の栽培を中心とした農業経営をされています。今回、規模拡大のために申請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては、4ページをご覧ください。 なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。 可否について審議をお願いします。

議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 小山委員。
10 番（小山）	今、説明がありましたとおりでございます。
議長（山野）	はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（古財）	特段、問題はありません。
議長（山野）	はい。ありがとうございました。 地区委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。
2 番（徳山）	土地の価格はいくらですか。
事務局	25 万円です。反あたり、約 80 万円です。
議長（山野）	無いようですので、採決を行います。議案第 1 号について、承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長（山野）	賛成多数。よって議案第 1 号は、承認されました。 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について ＝ 2 頁、議案第 2 号について議案書をもとに朗読＝ それでは詳細について説明いたします。 不動産業を営まれている借受け人は、本年 9 月にオープン予定の場外車券場の駐車場用地として貸し付けるため転用申請をされるものです。

事務局	場外車券場の駐車場については、現在、建物南側に１２０台、建物西側に１５０台、川を挟んで南側に職員用として３６台分の駐車場用地として確保していますが、西側に一筆だけ残っておりました農地にも借地の了解が得られたことから今回の申請になりました。 申請地は、５ページの地図をご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第２種農地と判断します。この申請地のほかに代わるような土地も周辺にないことから許可相当であると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。坂口委員。
３番（坂口）	以前の転用申請で周りは貸駐車場として整備されています。今回、一筆だけが残っていた農地を所有者が町外から帰ってこられたので同意が得られました。特に問題はありません。
議長（山野）	はい。ありがとうございます。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（中尾）	現状としては耕作放棄地の一步手前という感じでした。今後、この農地を誰か借りて耕作しようという方は誰もいないと思われますので問題ないと思います。
議長（山野）	はいありがとうございます。 委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。
議長（山野）	一筆だけ残っているのは耕作放棄地になるのは目に見えているいうことで前々回の会議で話がありましたが、よかったと思います。
議長（山野）	無いようですので、採決を行います。議案第２号について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（山野）

賛成多数。よって議案第2号は、承認されました。

議長（山野）

続きまして、日程第4、議案第3号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

6 ページです。(朗読)

7 ページです。議案第3号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和3年8月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

8 ページをご覧ください。(総括表の説明)

9 ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が1件、期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が7件と使用貸借権が1件です。面積は、田が7筆で4,318㎡、樹園地が8筆の23,116㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。
- ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長（山野）

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長（山野）

他に無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については、(案)のとおり決定いたします。

議長（山野）	その他ですが、事務局から何かありますか。
事務局	・許可不要転用届について ・あっせん申出書について
議長（山野）	他にありませんか
議長（山野）	それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第6回総会を閉会いたします。 閉会 午後2時10分 上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。 令和3年9月10日 玉東町農業委員会会長 ㊟ 3番委員 ㊟ 4番委員 ㊟